



スポーツ庁

地域クラブ活動の要件及び認定方法、 費用負担の在り方等について

地域クラブ活動の要件及び認定方法について

地域クラブ活動に関する認定制度（イメージ案）の概要①

第5回 部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議
(令和7年9月17日開催)
資料2-1

趣旨

部活動の地域展開により創設される「地域クラブ活動」について、民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、**国として、地域クラブ活動の定義・要件や認定手続等を示した上で**、市町村等において認定を行う仕組みを構築。

定義・呼称

国が示した要件、認定手続等に基づき、市町村等が、学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定した活動を「**認定地域クラブ活動**」という。

認定手続



①地域クラブ活動の実施主体からの**申請**（運営団体でとりまとめて申請）、②地方公共団体による**確認**（必要に応じて現地調査等を実施）、③地方公共団体による**認定**、④地方公共団体による認定後の**指導助言等**（必要に応じて認定取消し）

(※1) **基本的に市町村等が認定等を実施**。都道府県立学校等に関する地域クラブ活動については都道府県が認定等を実施
国が示した要件に沿って、**市町村等が自ら運営する地域クラブ活動**については、**認定したものとみなす**

(※2) 運営団体は、各地域クラブ活動を統括するとともに、地域の実情に応じて、実施主体と協力して適切な指導体制や運営体制の確保、安全の確保、学校等との連携に取り組む。

地域クラブ活動に関する認定制度（イメージ案）の概要②

認定要件の概要

事項	主な内容
①活動の目的・理念	<ul style="list-style-type: none">・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障・競技性や成果のみに偏重しない、広域からの生徒招集や参加者の選抜等をしない
②活動時間・休養日	<ul style="list-style-type: none">・平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内・週2日以上以上の休養日（原則、休日に週1日以上以上の休養日）を設定
③参加費等	<ul style="list-style-type: none">・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定(国が示す目安を踏まえる)
④指導体制	<ul style="list-style-type: none">・暴言・暴力・ハラスメント等の不適切行為の防止徹底（DBSの活用を含む）・市町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導
⑤安全確保	<ul style="list-style-type: none">・生徒の健康状態や気温等の環境を考慮した適切な活動の実施・施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備、事故等が発生した場合の責任関係等の明確化・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者、指導者等）
⑥運営体制	<ul style="list-style-type: none">・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理及び関係者への情報開示・営利を主たる目的とせず運営 ・大会等に参加する場合の運営への積極的な協力
⑦学校等との連携	<ul style="list-style-type: none">・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有・学校施設の活用や教職員の兼職兼業に当たっての必要な連絡調整

(※1) 円滑な実施の観点から、一部の要件については一定期間の経過措置を設ける

(※2) 別途、認定地域クラブ活動において期待される取組（新たな価値の創出）や体制等についても定める

想定される認定の効果（メリット）

- ①市町村等による情報提供の促進
- ②公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免等）
- ③希望する教職員の兼職兼業
- ④大会・コンクールへの円滑な参加 など

地域クラブ活動に関する認定制度（イメージ案）

令和7年9月 スポーツ庁・文化庁

1. 定義・呼称

- スポーツ庁・文化庁が示した要件及び認定手続等に基づき、対象となる公立の中学校（義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。）及び特別支援学校中学部（以下「中学校等」という。）を設置する市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）及び都道府県（以下「市町村等」という。）が、中学校等の部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定した活動を「認定地域クラブ活動」という。
- 市町村等が自ら運営団体・実施主体^{※1}となり、スポーツ庁・文化庁が示した要件に沿って地域クラブ活動を実施する場合（市町村等が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合も含む。）には、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなし、これも「認定地域クラブ活動」と呼ぶこととする。

※1 各地域クラブ活動を統括する団体を「運営団体」、個別の地域クラブ活動を実際に行う団体を「実施主体」という。以下同じ。

2. 認定要件（具体的な確認事項は、別紙参照）

- ① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
- ② スポーツ庁・文化庁が定めるガイドライン^{※1}に沿った適切な活動時間や休養日が設定されていること
- ③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- ④ 適切な指導の実施体制が確保されていること
- ⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること
- ⑥ 適切な運営体制が確保されていること
- ⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

※1 本文書において、「ガイドライン」とは、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）」の改訂版（令和7年冬頃に改訂予定）を想定している。

3. 認定手続等

（1）認定に当たっての留意事項

- 市町村等は、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整した上で、部活動の地域展開の方針を示す推進計画等を策定する。
- 推進計画等の策定に当たっては、市町村等が、公立の中学校等の生徒数や生徒のニーズ、活動場所となる施設の状況等の地域の実情を踏まえ、認定する地域クラブ活動の数や競技種目等を定めるとともに、以下の観点等を考慮し、各地域クラブ活動の参加対象となる生徒の居住する対象区域を定める。
 - ・ 地域の子供たちは地域で育てるという意識の下で地域の関係者が連携して活動を支えること
 - ・ 生徒の所属する中学校等との連携を図ること
 - ・ 活動場所への移動に過度な負担が生じないように配慮すること
 - ・ 充実した活動とするために競技種目等に応じて過多・過少な人数とならないよう適切な参加人数の規模にすること
- 対象区域は、中学校区単位で加入する地域クラブ活動が明確になるように、例えば、単一の中学校区、複数の中学校区、当該市町村の一部などとする考えられる。また、部活動改革の理念や基本的な考え方^{※1}等を踏まえ、例えば、十分な参加人数を見込めない場合や生徒のニーズに応じた多種多様な体験の機会を提供する活動^{※2}の場合等には当該市町村の全域を対象区域として定めることや、複数の市町村が広域連携の取組を進め、複数の市町村を対象区域として定めるなど柔軟に対象区域を定めることも考えられる^{※3}。

- 市町村等は、推進計画等に基づき、2.「要件」を満たすスポーツ・文化芸術活動を認定する。なお、各要件を満たしているか否かについては、市町村等が、別紙の具体的な確認事項を踏まえ判断する。その際、2.「要件」は、個別の地域クラブ活動に関する事項（活動目的・理念、活動時間・休養日、参加費等）や地域クラブ活動を実施する団体の体制に関する事項（指導体制、安全確保、運営体制、学校等との連携）を定めていることから、原則として、地域クラブ活動の実施主体を審査対象として判断する。ただし、運営団体と実施主体が担っている役割^{※4}は、地域の実情に応じて多様な実態があることから、必要に応じて、運営団体・実施主体を全体として評価し、審査対象として判断する（以下、審査対象は、「地域クラブ活動の実施主体等」という）。
- 市町村等が、地域の実情に応じて、2.「要件」に加えて独自の要件を設けることは妨げないが、地域クラブ活動の多様な実態を踏まえ、生徒の活動機会が十分に確保されるよう留意すること。
- 都道府県は、市町村又は一部事務組合に対して、地域クラブ活動に関する認定制度が当該都道府県において円滑に整備・運用されるように、必要な指導助言を行うとともに、複数の市町村による広域連携の取組が必要な場合には、市町村同士の協議の場を設けるなど、必要な支援を行う。

※1 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ（令和7年5月16日）における改革の理念及び基本的な考え方等の内容を指す。

※2 一つの競技種目等だけに専念するのではなく複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや、一つのクラブにおける多様な文化芸術活動の実施、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動や柔軟なルール等に基づく多様な活動等が考えられる。

※3 各競技種目等への参加人数の見込みを踏まえて、各競技種目等に応じた対象区域を定めることも考えられる。また、複数の市町村が広域連携の取組を進め、複数の市町村を対象区域として定める場合、地域の実情によっては、隣接する他の都道府県の市町村と広域連携の取組を行うことも考えられる。

※4 一つの団体（体育・スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ等）が運営団体と実施主体の両者の役割を兼ね備える場合も多いところ、そうした場合には、運営団体は管理部門、実施主体は実施部門をそれぞれ担う団体内の部署・機能として捉えられる。運営団体、実施主体、地域クラブ活動の役割分担や相互の関係性については、令和7年冬頃に改訂予定のガイドラインにおいて明確化していく予定。

(2) 認定手続

- 認定の申請は、地域クラブ活動の運営団体^{※1}が各実施主体の申請をとりまとめて、市町村等に対し、申請書、活動計画書、規約、誓約書、その他地方公共団体が必要と認める書類等（以下「申請書等」という。）^{※2}を提出することにより行う。
- 認定の申請の際に提出を求める誓約書において、地域クラブ活動の実施主体等が、申請書等に記載した内容に沿って活動を実施すること、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じた場合は速やかに報告すること、市町村等からの指導助言等に対して真摯に対応することを誓約する項目を設ける。
- 市町村等は、提出された申請書等に基づき、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ審査を行い、上記2.「認定要件」を満たすものと認める場合には認定を行う。認定に当たっては、必要に応じて、ガイドラインに基づき設置した協議会等の意見を聴くことも考えられる。
- なお、活動の開始に先立って認定を行う必要が生じることも想定されることから、申請書等に基づき、条件付きでの認定（以下「仮認定」という。以下同じ。）を行い、活動開始後、一定期間内に活動状況の報告書の提出やヒアリング、現地確認等により、申請書等に記載された内容が適切に履行されていることを確認するなどの対応も可能とする^{※3}。

※1 市町村等が運営団体の場合には、実施主体が直接市町村等に対して申請書等を提出する。なお、上記のとおり、市町村等が運営団体・実施主体の双方を兼ねる場合には、その地域クラブ活動は認定を受けたものとみなすこととしている。

※2 国において、申請書等のひな型などを示す予定。

※3 申請書等に記載された内容が適切に履行されていることが確認された場合には、仮認定が正式な認定となる。

(3) 認定の有効期間

- 認定の有効期間は、最長3年間（認定の効力の発生日の属する年度の翌々年度末（認定の有効期間の更新がされた場合にあつては、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日の属する年度の翌々年度末））の範囲内で、地域の実情に応じて市町村等において設定する。

(4) 指導助言等

- 市町村等は、定期的な報告書の受領やヒアリング、現地確認等により、認定地域クラブ活動の取組状況等を適宜把握し、誓約書に基づき、必要な指導助言等を行う。

- 市町村等は、認定地域クラブ活動が以下に該当する場合は、その実施主体等に対し、必要な指導助言等を行う。
 - ・ 上記2.「認定要件」を欠くに至ったと認めるとき
 - ・ 法令又は規約等に違反していると認めるとき
 - ・ 運営が著しく適正を欠くと認めるとき

- 市町村等は、認定地域クラブ活動が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消す。
 - ・ 不正な手段等により認定を受けたとき
 - ・ 指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき
 - ・ 地域クラブ活動の実施主体等から認定取消の申出があったとき

(5) 経過措置

- 部活動の地域展開に新たに取り組む市町村等のほか、独自に地域クラブ活動の認定や指定等の仕組みを整備・運用している市町村等においても、スポーツ庁・文化庁が示した要件及び認定手続等に沿った地域クラブ活動の認定制度の導入や準備等に当たり、特に、上記2.「認定要件」の④「適切な指導の実施体制が確保されていること」及び⑥「適切な運営体制が確保されていること」などについては、地域クラブ活動が所定の要件を満たすのに一定の期間を要すると考えられることから、市町村等が、当該地域クラブ活動の実施主体等に対して適切な指導助言等を行うことにより、原則として、令和8年度末まで^{※1}に限り、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなすことも可能とする。

※1 例えば、部活動の地域展開に新たに取り組む市町村等において課題の検証等のために試行的に実施する場合など、特別な事情がある場合は、改革実行期間の前期が終了する令和10年度末まで、認定を受けたものとみなすことも可能とする。

4. 認定地域クラブ活動において期待される取組・体制等

- 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、次のような新たな価値の創出に向けた取組を行うことが期待される。
 - ・ 生徒のニーズに応じた多種多様な体験（一つの競技種目等だけに専念するのではなく複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや、一つのクラブにおける多様な文化芸術活動の実施、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動や柔軟なルール等に基づく多様な活動を含む）
 - ・ 生徒の個性・得意分野等の尊重
 - ・ 学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出
 - ・ 地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流
 - ・ 適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導
 - ・ 学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブの指導者による一貫的な指導

- 団体としての賠償責任保険の加入対象が法人となっていることが多いことに加え、組織としての責任の明確化やガバナンスの確保の観点から、特定非営利活動法人や一般・公益社団法人、一般・公益財団法人等の法人格を有する運営団体^{※1}が実施主体を統括する体制で運営することが期待される。

※1 さらに、市町村等とパートナーシップを構築し、公益的な事業体としての役割を果たしていくために、活動実態や運営実態、ガバナンス等の要件を満たし、地域クラブ活動の運営団体を担っている団体を認証する日本スポーツ協会「総合型地域スポーツクラブ認証制度（部活動の地域展開タイプ）」において認証を受けた法人格を有する総合型地域スポーツクラブが運営団体として実施主体を統括する体制で運営することも考えられる。

5. 想定される認定の効果（認定地域クラブ活動が享受できるメリット）

○ 地域クラブ活動に関する認定制度を設けることにより、安全・安心な活動機会の提供や生徒・保護者等の関係者の理解促進等を図るとともに、認定地域クラブ活動に対して、次の取組を促進する^{※1}。

① 市町村等による情報提供

- ・ 地域クラブ活動への参加促進のための学校と連携した生徒・保護者等に対するきめ細かな情報提供等^{※2}（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）

② 地域クラブ活動の運営等への公的支援

- ・ 受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方を踏まえた財政支援（経済的困窮世帯の生徒への支援を含む。）
- ・ 学校施設、公共スポーツ施設、社会教育施設等の優先利用、使用料の減免等
- ・ 学校備品等の活用、用具の保管スペースの確保

③ 教職員の兼職兼業

- ・ 地域クラブ活動への参加を希望する教職員の兼職兼業の許可の対象

④ 生徒の大会・コンクールへの円滑な参加

- ・ 地方公共団体における大会開催地までの交通費・宿泊費の支援やスクールバスの活用（学校部活動参加生徒と同様に支援）
- ・ 認定地域クラブ活動の参加者の中学校体育連盟の主催大会等への円滑な参加（必要に応じた大会参加規程の見直し（引率者の資格要件等を含む。））

※1 地域の実情等に応じた、生徒の多様な選択肢を確保する観点から、上記①市町村等による情報提供を中心に支援する場合には、市町村等がガイドラインに沿った活動とすることを担保した上で独自に緩やかな要件を満たした活動を登録する仕組みなどを別途設けることも妨げない。

※2 情報提供等の際に、認定地域クラブ活動については、例えば、「〇〇市認定地域クラブ活動」と表記することが考えられる。

6. 今後の予定

- 地域クラブ活動に関する認定制度については、令和7年冬頃に改訂予定の総合的なガイドラインに盛り込む（総合的なガイドラインの内容とあわせて事前にパブリックコメントを実施予定）。

地域クラブ活動に関する認定制度（案）における 「２．認定要件」の具体的な確認事項

- ① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

<確認事項>

- 生徒^{※1}の自主的・主体的な参加による活動^{※2}であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること
- 市町村等が定める対象区域内に居住する生徒を主な対象とした活動であること。なお、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めることは認められない。
- 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること

※1 中学校等の生徒を主な対象とするが、小学生や高校生、大人等と一緒に活動する多世代の取組を排除するものではない。以下同じ。

※2 児童・生徒へのアンケート調査や生徒によるワークショップ、生徒による活動目標・活動計画の話し合いなど生徒のニーズや意見等が反映される仕組みを設けるとともに、生徒のニーズに応じた多種多様なプログラムを提供することが期待される。

②スポーツ庁・文化庁が定めるガイドラインに沿った適切な活動時間や休養日が設定されていること

<確認事項>

- 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週当たり2日以上 of 休養日を設け、1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、休日は3時間程度とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること※¹
- 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること

※¹ 例えば、将来的には平日も含めて地域展開を目指すことを前提に、当面、平日は学校部活動を実施し、休日のみ地域クラブ活動を実施する場合には、原則として、休日の地域クラブ活動において、少なくとも1日以上 of 休養日を設ける。ただし、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組み合わせの工夫など、多様な形態があり得る。例えば、改革の進展に伴い、体制の充実した休日に活動の中心がシフトしていくことも想定されるところ、週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、週当たり2日以上 of 休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週3日以内に抑えつつ土日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能。

③活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

<確認事項>

- 国が示す参加費等の金額の目安^{※1}を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

※1 現時点では具体的な金額の目安は示しておらず、今後、ガイドライン改訂までに示す予定。

④適切な指導の実施体制が確保されていること

<確認事項>

- 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴言・暴力、ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること※¹
- 市町村等が定める研修を受講し、市町村等に登録された指導人材が活動に携わること※²
- 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が活動に携わること※³

※¹ DBSの活用についても検討。

※² 研修の項目、指導人材の登録の仕組みなどについては、スポーツ庁・文化庁が別途定める予定。現時点で想定される内容は、以下のとおり。

- ・ 研修の項目は、部活動指導員等への研修内容等を参考にしつつ、地域クラブ活動における指導人材に共通して必要となる内容や見守り人材に必要な内容等を示すことを想定。研修は、一定期間ごとに受講するなど、指導人材が学び続けられる仕組みを想定。
- ・ 都道府県が指導人材を対象とした研修を実施することも考えられる。
- ・ 例えば、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者など、事故や暴力・暴言等の不適切行為の防止に関する内容が養成講習会のカリキュラム等に含まれ、不適切行為に対する処分手続が定められている資格を保有することにより、市町村等が定める研修の全部又は一部を受講したものとみなすことも検討。
- ・ 指導人材の登録の仕組みにおいては、登録された指導人材による暴力・暴言等の悪質な不適切行為が確認された場合には、登録を取り消し、当該指導人材が地域クラブ活動に携わること認めないこととする。登録を取り消す際の基準は、スポーツにおいては、日本スポーツ協会における公認スポーツ指導者・スポーツ少年団登録者の不適切行為に対する処分手続きの登録者処分規程及び処分基準を参考にすることも検討。また、指導者資格を保有することにより、市町村等が定める研修の全部又は一部を受講したとみなした者が資格を喪失した場合には、登録を取り消す。
- ・ 認定を申請する際の誓約書において、認定後、速やかに指導人材の研修の受講や市町村等への登録を行うことを誓約する項目を設けるとともに、これらを条件として認定し、一定の期間内に適切に履行されているかを確認することも想定。

※³ 複数の指導人材が活動に携わることが困難な場合には、市町村等の職員・コーディネーターや運営団体の職員等による地域クラブ活動の実施主体への巡回指導を適切に実施すること等により、事故防止や暴力・暴言等の不適切な行為の防止を図ること。

⑤適切な安全確保の体制が確保されていること

<確認事項>

- 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること
- 市町村等、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること
- 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと
- 参加者及び指導人材が、自身の怪我等を保障する保険や個人賠償責任保険に加入していること

⑥適切な運営体制が確保されていること

<確認事項>

- 地域クラブ活動の実施主体等^{※1}において、少なくとも、次の内容を含む規約等を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること^{※2}
 - ・ 団体の目的
 - ・ 役員（代表、副代表、会計、監事^{※3}）の選任・解任に関すること
 - ・ 総会の運営など団体の意思決定に関すること
 - ・ 会員の入退会、参加費等に関すること
 - ・ 予算・決算の審議・承認に関すること

- 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること

- 営利を主たる目的とせずに運営すること^{※4}

- 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること

※1 運営団体・実施主体を全体として評価し、実質的に適切な運営体制が確保されていれば差し支えない。

※2 日本スポーツ協会の総合型地域スポーツクラブ登録制度の登録クラブの場合には、確認事項の一部を満たしていると判断することも考えられる。

※3 団体の持続的・安定的な運営を確保するとともに、適切なガバナンスを確保する観点から、原則として、代表、副代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできない。地域の実情等により役員を確保することが困難な場合等の例外的な場合にも、監事は、代表、副代表、会計を兼ねることはできない。

※4 地域クラブ活動の実施主体等が、非営利団体（特定非営利活動法人、一般・公益社団法人、一般・公益財団法人など組織構成員に利益を分配しない団体）ではなく、個人事業主や株式会社等の場合には、例えば、当該地域クラブ活動に係る収支計画書の提出を求め、参加費等の金額、人件費、諸謝金の単価等を確認し、営利を主たる目的としたものではないことを確認することが考えられる。なお、市町村等が運営団体・実施主体となり地域クラブ活動を実施する場合において、市町村等が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合は、本確認事項は適用しない。

⑦学校等との連携が適切に行われていること

<確認事項>

- 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等^{※1}を生徒の在籍する中学校等と共有すること
- 生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること^{※2}
- 市町村等が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと
- 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、市町村等や学校との必要な連絡調整を行うこと

※1 平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動が併存している場合などには、平日と休日の活動の一貫指導の観点も含む。

※2 地域クラブ活動への入会時に、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ておくことが必要になると考えられる。

費用負担の在り方について

I 総論

3. 今後の改革の方向性

（4）次期改革期間における費用負担の在り方等

- 上記の方針等に基づき、地方公共団体において、地域の実情等に応じて安定的・継続的に地域展開の取組が進められるよう、次期改革期間に向けて、受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討する必要がある²⁰。
- その際、公的負担については国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要であることや、企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディング²¹をはじめとした寄附等の活用、民間企業との連携等、受益者負担と公的負担以外の新たな財源の確保等も有効に組み合わせることが重要であることについても留意する必要がある。
- 特に、家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることはないよう、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置を行う必要がある。
- なお、学校部活動の地域連携として行われている部活動指導員の配置は、学校における働き方改革の推進及び質の高い指導の実現等のために重要な役割を担っているとともに、地域展開に至る前段階の取組として実施している地方公共団体もあることから、次期改革期間においても一定の範囲で支援を行っていく必要がある²²。

20 受益者負担の水準については、自治体間で大きなばらつきが出ないようにするとともに、生徒の活動機会を保障する観点から、国において金額の目安等を示すことを検討する必要がある。

21 地方公共団体が実施するクラウドファンディング。地方公共団体が抱える問題解決のために、寄附金の具体的な用途を明確化した上で、ふるさと納税制度を活用した寄附を募る仕組み。

22 現状において、教師が部活動指導業務に従事せざるを得ない場合もあり、教師に対する部活動指導手当の在り方について留意が必要であるとの意見もある。

調査研究協力者会議における議論の経緯・今後の予定（費用負担の在り方）

【議論の経緯】

- **令和7年7月14日 第2回 調査研究協力者会議**
 - ・ 地域クラブ活動に関する費用負担の在り方について①
（関連文書及び法律上の記載の紹介、自由討議）
- **令和7年7月28日 第3回 調査研究協力者会議**
 - ・ 地域クラブ活動に関する費用負担の在り方について②
（地域展開等に要する主な費用・受益者負担・民間からの寄附等の活用に関する意見交換）
- **令和7年8月7日 第4回 調査研究協力者会議**
 - ・ 地域クラブ活動に関する費用負担の在り方について③
（受益者負担・民間からの寄附等の活用に関する意見交換）

【今後の予定】

- **令和7年9月以降** 調査研究協力者会議において更に議論を深める
- **令和7年秋～冬頃** 費用負担の在り方に関する全体像のとりまとめ

部活動の地域展開等に要する主な費用等

部活動の地域展開等を円滑に進めるために要する主な費用

1. 地域クラブ活動の活動費・運営費

【経費の例】 指導者謝金、事務局人件費、旅費、消耗品費、会議費、保険料（指導者分・参加者分）など

2. 経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援

3. 地方公共団体の体制整備等（都道府県分、市区町村分）

【取組の例】 コーディネーター配置、協議会の開催、人材バンクの設置、指導者研修の開催、指導者資格取得への補助、ポータルサイトの運営、移動手段確保など

4. 部活動指導員の配置

5. 国における相談窓口の設置やアドバイザーの派遣等



持続可能な形で安定的・継続的に取組が進められるよう、こうした諸費用について、**①受益者負担、②民間からの寄附等の活用、③公的負担を適切に組み合わせながら、対応していく必要。**

【関連データ】地域クラブ活動への参加費用等について

○ 地域クラブ活動への参加費用の実態（休日・月額）

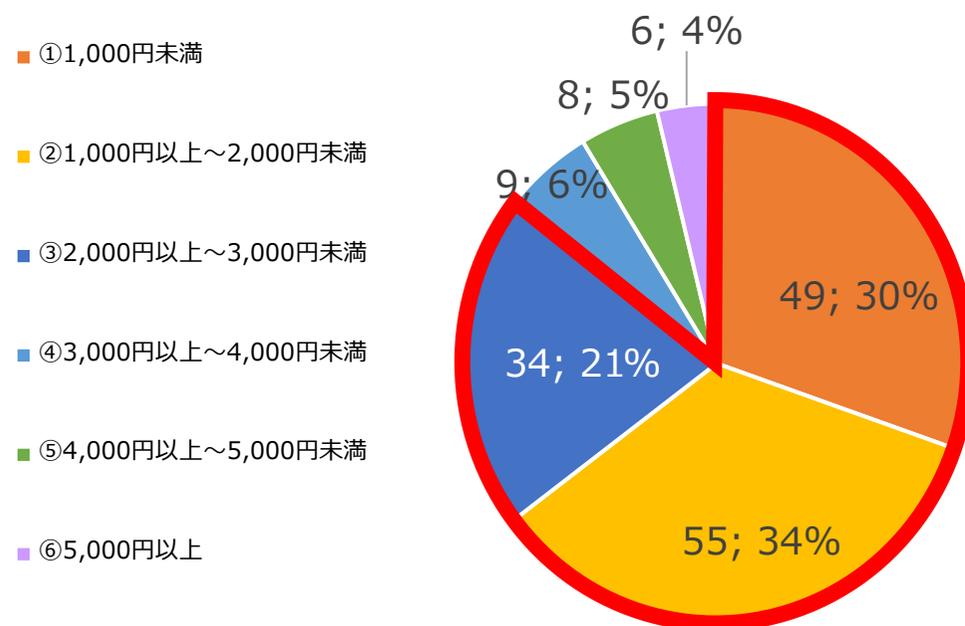
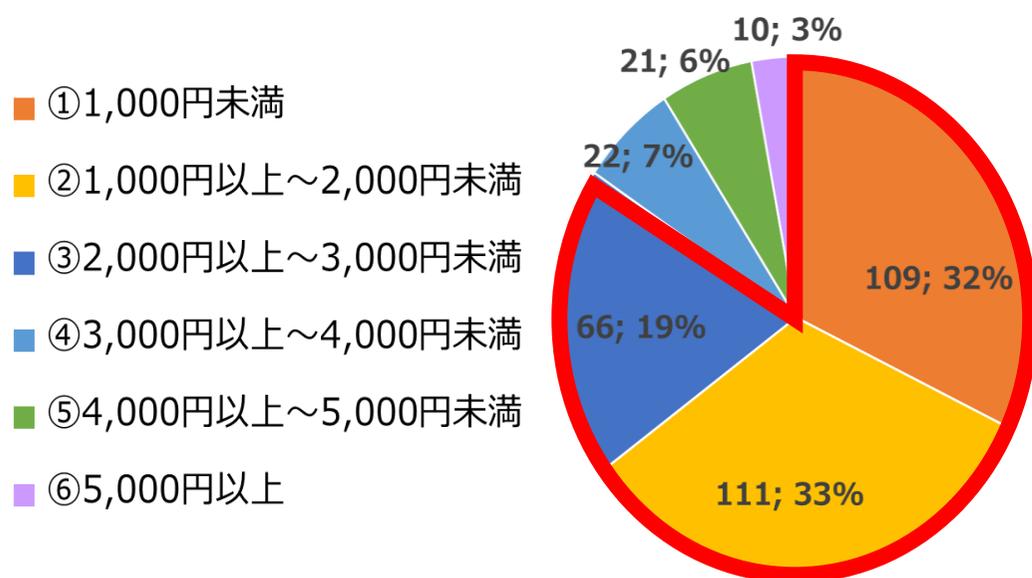
調査名：学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査（令和6年）

調査時期：令和6年5月13日～6月7日

調査対象：47都道府県、1741市町村（特別区含む）、63事務組合

<運動部> 回答数：399 ⇒ **月額3,000円未満が84%**

<文化部> 回答数：161 ⇒ **月額3,000円未満が85%**



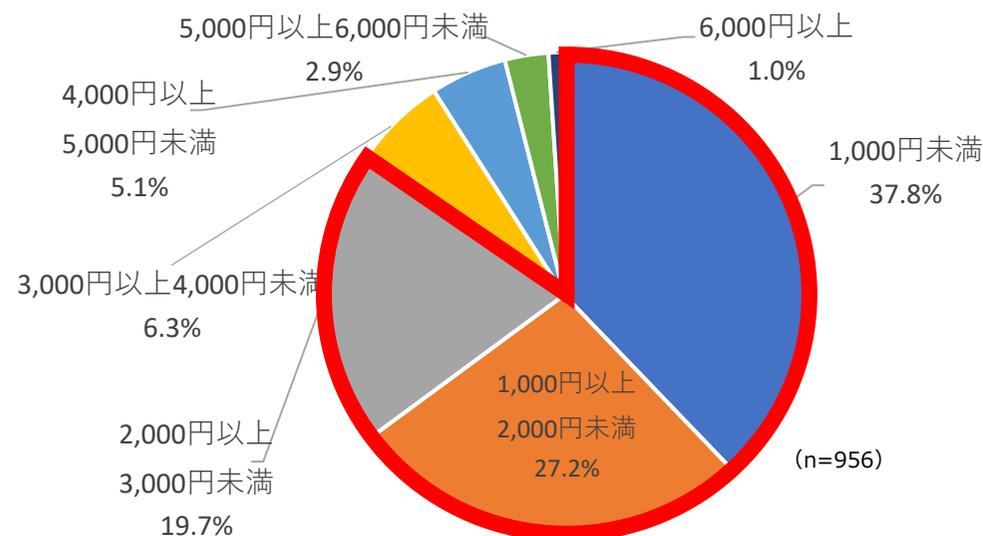
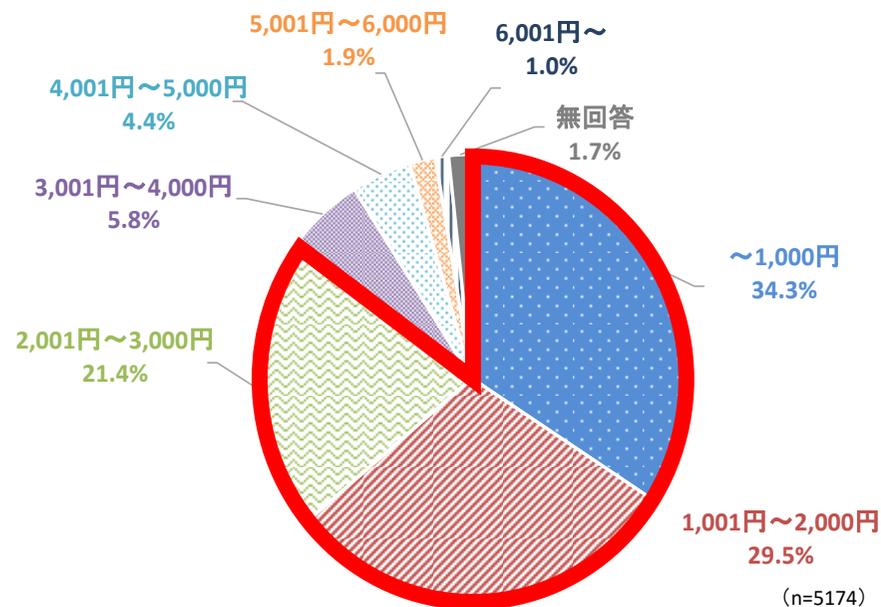
○ 地域クラブ活動への参加費用として保護者が妥当だと思う金額（休日・月額）

調査名：実証事業におけるアンケート調査

調査対象：実証事業において地域クラブ活動に参加した中学生の保護者

運動部回答数：5,174 ⇒ **月額3,000円以下が85%**

文化部回答数：956 ⇒ **月額3,000円未満が85%**



○ 現状の部活動等に関する費用の実態

調査名：令和5年度子供の学習費調査

調査対象：公立・私立の幼少中高の児童生徒等の保護者

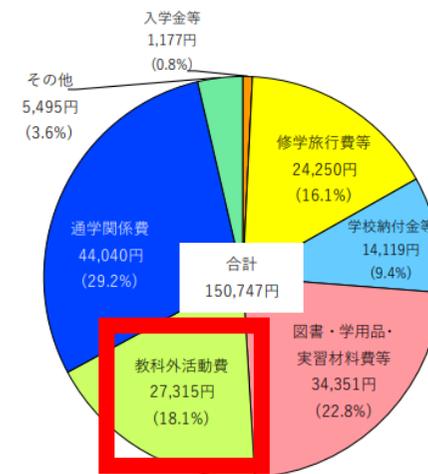
有効回答：21,768人

調査項目：保護者が支出した子供一人/年あたりの経費

教科外活動費（公立中学校）：27,315円/年（**月額換算で2,276円**）

※部活動以外に芸術鑑賞会、児童会・生徒会、林間学校等のために家庭が直接支出した経費を含む。

【公立中学校の学校教育費】



受益者負担（基本的な考え方・目安の示し方）

設定に当たっての基本的な考え方

- ① 学校部活動に代わる公的な生徒のスポーツ・文化芸術活動における負担額として、適正な水準とすること。
- ② 家庭の経済状況に関わらず、希望する生徒が幅広く参加できるよう留意すること。
- ③ 公的負担とのバランス、持続可能な運営に留意すること。
- ④ 地方公共団体及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体の裁量を過度に縛らないこと。
- ⑤ 地域クラブ活動における参加費の実態や保護者の意向、現状の部活動等における負担額などのデータを十分に踏まえること。

受益者負担の目安の示し方

- 地域クラブ活動への参加の対価として支払う「参加費」（用具代等の実費は含まない）の目安を示す。なお、参加者の保険料は、別途、自己負担していただくことを想定
- 競技種目等ごとに目安を示すのではなく、各競技種目等に共通の一般的な目安を示す。
- 現状の多様な参加費の実態等を踏まえるとともに、地方公共団体等の裁量を過度に縛らないようにするなどの観点から、一定の幅を持って参加費の目安を示す。

 具体的な金額の水準等については、引き続き検討。

民間からの寄附等の活用①

地方公共団体における取組事例

※詳細はP27～33参照

- **北海道安平町**
企業と連携し、自動販売機の売上の一部を地域クラブ活動の運営団体に寄附
- **新潟県佐渡市**
生徒が初めて体験する種目に気軽に参加しやすくするため、市民に対して用具の提供を呼びかけ
- **熊本県玉東町**
練習着に企業名を掲載することにより地域クラブ活動の活動資金の一部を確保
- **長崎県長与町**
町内企業からの寄附（30万円）、町外企業からの企業版ふるさと納税（210万円）
- **富山県**
地域クラブ活動への支援・協力等に取り組む企業等を登録する制度を構築

想定される企業等（プロスポーツチームを含む）からの主な協力内容

① 財政的支援

（例）寄附、企業版ふるさと納税、スポンサー（練習着等への企業名掲載等）、ネーミングライツ、収益還元型の自動販売機の設置など

② 企業等に所属する指導者の派遣（社内制度の整備による副業促進等を含む）

③ 企業等の所有する施設の貸出し ④ 用具・物品の提供 等

企業等からの協力を促進するための主な取組

- 地方公共団体・地域クラブと企業等を繋ぐ専門人材の配置
- 都道府県レベルで協力企業等の募集・登録及び市区町村とのマッチングなどを行う仕組みの構築
(例) 富山県「部活動・地域クラブ活動応援企業」の登録制度 (P32参照) など
- 企業等へのインセンティブ付与
(例) 練習着や備品・冊子等への企業名掲載、ネーミングライツ、表彰制度、公共事業等の審査における加点、協力企業等のスポーツチームに対する公共施設の優先利用 など
- 企業等による連携体制の構築
(例) 「ブカツ・サポート・コンソーシアム」 (P33参照) など
- 国レベルでの気運醸成等
(例) 「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進に向けた産官学連携フォーラム」の開催 (P18～19参照)、先進事例の収集・普及 など

民間からの寄附等の活用に関する取組事例①

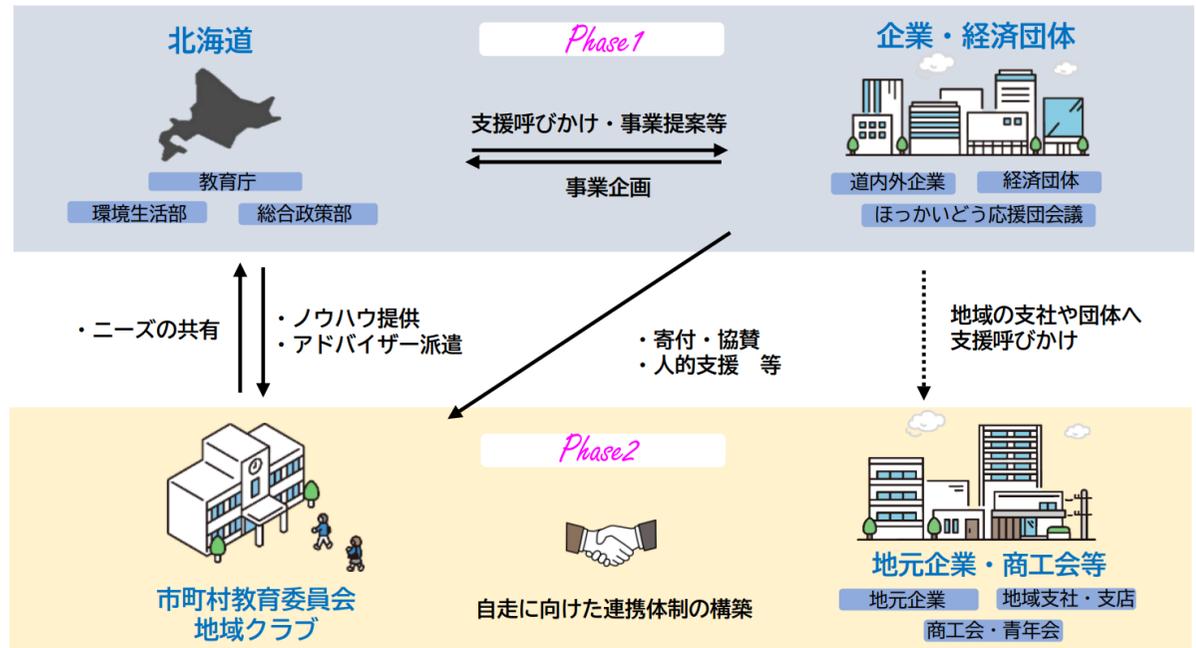
●北海道安平町

北海道教育委員会、北海道安平町、同町のNPO法人アビースポーツクラブ、大塚製薬株式会社が連携し、地域スポーツ環境整備に向けた飲料水の「地域貢献型自動販売機」を安平町立早来学園（義務教育学校）に1台設置。部活動の地域クラブ活動への移行を目的とした官民連携を支援する道教委の事業「Do-START」の一環で、売り上げの一部は部活動の地域クラブ活動への移行に取り組む同法人に寄附。



地域貢献型自動販売機

北海道教育委員会の官民連携支援「Do-START」



民間からの寄附等の活用に関する取組事例②

●新潟県佐渡市

初めてその種目に参加する生徒が気軽に活動しやすくする手立てとして市民に用具のリユースを呼び掛けるチラシを作成して配布。募集した用具は、グローブ、バット、ラケット等。2か月間で31の道具を収集。

回覧

令和5年8月10日 発行

道具のリユース募集

～佐渡市地域クラブ活動実施に向けて～

- 自宅に使わなくなったスポーツ用品や楽器はありませんか？
- お子さんが中学生の頃、部活動で使っていた道具が残っていませんか？



教育委員会では、休日の部活動を地域での活動へと進めていきます。新たに始める佐渡市地域クラブ活動では、中学生が多様な活動を選択できるようにしたいと考えています。しかし、初めて体験する活動では道具をそろえる必要があり、保護者の負担が増えてしまいます。

そこで、使わなくなった道具のリユース活用を進めていきます。道具をそろえることによって、生徒が経験したことのない種目や活動を容易に体験することができます。

中学生が使えるような道具でご家庭では使わないものがありましたら、道具の寄付にご協力をお願いいたします。

リユースで活用したい道具

グローブ、バット(野球)、ラケット(ソフトテニス、バドミントン、卓球)
各種楽器(吹奏楽、ギター)

*使用可能(スポーツ用品は中学生の使用規模)な道具のご協力をお願いします。

状態によっては受け取れない場合があります。

*ご寄付いただいた道具の返却には応じかねます。ご容赦ください。

*ご協力いただける道具があれば9月1日(金)までに地区公民館にお持ちください。

問い合わせ先 教育委員会 社会教育課
TEL58-7356 FAX58-7357



SDGs未来都市
佐渡市
佐渡市教育委員会

随時道具のリユースを募集しています!!



グローブ、バット(野球)、ラケット(ソフトテニス、バドミントン、卓球)、各種楽器(吹奏楽、ギター) など
ご協力いただける道具(使用可能)があれば地区公民館にお持ちください。



出典

佐渡市地域クラブ活動だより、その他佐渡市ホームページ掲載資料
<https://www.city.sado.nigata.jp/uploaded/attachment/52310.pdf>
令和5年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業 成果報告書
<https://activitycasestudy.jp/pdf/R5/152242.pdf>

民間からの寄附等の活用に関する取組事例③

● 熊本県玉東町

教育委員会が設置した地域クラブ活動「玉東クラブ」のサッカークラブにおいて、玉東町サッカー協会が中心となり、スポンサーを募集。練習着へ企業名を掲載することにより、スポンサー料をいただき、活動資金に充当。



玉東町サッカー協会

スポンサーを募集します

私たちと共に子ども達の夢や希望を叶えるための支援やスポーツの力で地域を元気にする仲間を募集します

お問い合わせ




会員種別

種別	スポンサー料	Jr.ユース練習着掲載箇所 (位置)	募集社数	特典
プラチナ	60,000	胸 (中央)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・Jr.ユースウェア・感謝状贈呈 ・説明会資料に広告掲載 (A4サイズ) ・Instagram・FACEBOOK投稿時 企業画像掲載 ・U12大会ネーミング権 (玉東町サッカー協会主催大会) ・玉東町サッカー協会主催大会チラン配布
ゴールド	30,000	背中 (大・上)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・Jr.ユースウェア・感謝状贈呈 ・説明会資料に広告掲載 (A4半分サイズ) ・Instagram・FACEBOOK投稿時 企業画像掲載 ・玉東町サッカー協会主催大会チラン配布
シルバー (決定済)	25,000	背中 (大・下)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・Jr.ユースウェア・感謝状贈呈 ・説明会資料に広告掲載 (A4半分サイズ) ・Instagram・FACEBOOK投稿時 企業画像掲載 ・玉東町サッカー協会主催大会チラン配布
ブロンズ	20,000	鎖骨	2	<ul style="list-style-type: none"> ・Jr.ユースウェア・感謝状贈呈 ・説明会資料に広告掲載 (A4*1/4サイズ) ・Instagram・FACEBOOK投稿時 企業画像掲載 ・玉東町サッカー協会主催大会チラン配布
ブルー	15,000	袖	2	<ul style="list-style-type: none"> ・Jr.ユースウェア・感謝状贈呈 ・説明会資料に広告掲載 (A4*1/4サイズ) ・玉東町サッカー協会主催大会チラン配布
グリーン	10,000	パンツ	2	<ul style="list-style-type: none"> ・Jr.ユースウェア・感謝状贈呈 ・説明会資料に広告掲載 (A4*1/4サイズ) ・玉東町サッカー協会主催大会チラン配布

民間からの寄附等の活用に関する取組事例④

●長崎県長与町

持続可能な地域スポーツ活動の運営基盤の支援へ向け、企業版ふるさと納税を開始。令和5年度には、企業との連携協定を締結した。町外企業2社、町内企業1社より、地域スポーツ活動への支援として寄附を受けた。

企業版ふるさと納税、企業からの寄附

- 町内企業 有限会社長崎井上様より300千円寄附 (R5・6・7)
- 町外企業 企業版ふるさと納税 (R5)
三井住友海上火災保険(株)様より2,000千円寄附
株式会社Sports&Works様より100千円の寄附



● 有限会社長崎井上様からの寄附



● 企業との連携協定

三井住友海上火災保険から
長与町の「部活動の地域移行」への
企業版ふるさと納税 第1号！

部活動の地域移行×企業版ふるさと納税

長与町では「子育て」「教育」「健康づくり」を柱とした地方創生の取組を推進し、多くの方が幸福を実感できるような「幸福度日本一のまち」を目指しています。



長与町が取り組む、部活動の地域移行が目指すもの

長与町には、3つの中学校（長与中学校・長与第二中学校・高田中学校）があります。令和5年度から、学校と地域が連携して、休日の部活動を学校の活動から地域の活動へ移行していきます。長与町では、近年、これまで横ばいであった人口は減少局面に入り、少子高齢化の進展が顕著になりつつあります。長与町の子どもたちがやりたいスポーツを楽しめる環境を創るとともに、長与町に勤務する教職員が健康で元気に働ける環境の2つを実現し、「子育て」「教育」「健康づくり」につなげていきたいと考えています。

出典

スポーツ庁ホームページ掲載資料

https://www.mext.go.jp/sports/content/20240207-spt_oripara-000028263_002.pdf

民間からの寄附等の活用に関する取組事例⑤

● 富山県

中学生や高校生のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保し、生徒により良いスポーツ・文化環境を提供することを目的として、学校の部活動や地域クラブ活動に協力いただける企業を「部活動・地域クラブ活動応援企業」として登録。



活動に係るシャトルの購入費や
従業員の大会遠征費など金銭面も補助

部活動応援企業PR動画

地域の生徒たちのために、ご協力ください！ 富山県

部活動・地域クラブ活動 応援企業募集中

富山県では、中学生または高校生のスポーツ・文化活動の機会を確保するため、部活動や地域クラブ活動を実施する学校や団体に対し、指導者の派遣や運営支援を行う企業等を募集しています。

動画をチェック！



地域に貢献する企業としてのPRになります！
事例は、HP等でPRします！

右の項目にご賛同いただける
企業等の皆さまの登録申請を
お待ちしております。

- 部活動や地域クラブ活動への指導者の派遣
- 施設（活動場所）や用具の提供
- 部活動や地域クラブ活動への財政的支援
- 部活動や地域クラブ活動への参加を促す社内制度の整備 等

- 登録団体数（R7.7月時点）
24団体
- 取組事例（三晶MEC株式会社（バドミントン））

<支援内容>

- ・ 休日における中学生への実技指導
- ・ 施設使用料や消耗品等の支援
- ・ 指導者の遠征費等の補助



指導者

「地域への貢献、地域の活性化につなげることができる良い機会である。」

「より専門的な指導を受けることができ、体力や技術が向上した。」
「いろんな年齢の人と練習できて、楽しく取り組めた。」



生徒

富山県ホームページ

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/hokenko/happyou/20250610press.html>

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ 別添資料

https://www.mext.go.jp/sports/content/20250516-spt_ori para-000042507_0303.pdf

What's ブカツ・サポート・コンソーシアム

ブカツ・サポート・コンソーシアム（通称：ブカサポ）では、企業・団体等が連携し、スポーツ庁・文化庁、地方公共団体が推進する「部活動の地域連携・地域展開」の取り組みに対し、**制度設計、伴走支援、必要な人材・物資・財源の確保や運営・管理ノウハウの提供等**、それぞれの専門性を最大限に活かしたサポートを行うことにより、**社会課題の解決・解消に向けて継続的に貢献していくこと**を目的としています。



包括連携協定 締結先 (2025.3月現在)

沖縄県教育委員会 / 山形県教育委員会 / 徳島県教育委員会

構成

理事企業

スポーツデータバンク株式会社
三井住友海上火災保険株式会社
日本郵政株式会社

加盟団体 *2025.3月現在

株式会社ルネサンス
ミズノ株式会社
株式会社hacomono
TOPPANホールディングス株式会社

設立

2024年9月（法人設立手続き中）

主な活動内容

- 部活動の地域連携・移行事業への参画を検討している企業・団体や大学・研究機関等との情報共有。
- 部活動の地域連携・展開に関する協業検討の機会の提供。
- 地方自治体の課題や取り組みに関する相談、情報交換の機会の提供。
- その他、本コンソーシアムの目的を達成するために必要となる活動。